

# 山梨県公報

号外第二十一号

令和五年

三月三十一日

金 曜 日

## 目 次

### 訓 令

- 山梨県職員の勤務時間の特例に関する規程の一部を改正する訓令……………一
- 山梨県職員服務規程の一部を改正する訓令……………一
- 職員の兼職及び補職に関する規程の一部を改正する訓令……………一
- 職員の駐在に関する規程の一部を改正する訓令……………二
- 山梨県行政文書管理規程の一部を改正する訓令……………二
- 山梨県公印規程の一部を改正する訓令……………三
- 庁内統計調査事務調整規定の一部を改正する訓令……………三

## 訓 令

### 山梨県訓令甲第一号

本 出 先 機 関 庁

山梨県職員の勤務時間の特例に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県職員の勤務時間の特例に関する規程の一部を改正する訓令

山梨県職員の勤務時間の特例に関する規程(昭和三十二年山梨県訓令甲第十七号)の一部を次のように改正する。

別表一の項中「限る。」の下に「子ども福祉課に勤務する職員のうち子どもの権利侵害に関する相談業務に従事する者、女性相談所に勤務する職員のうち要保護女子からの相談業務に従事する者」を、「割振りは」の下に「課長」を加え、同表八の項中「労政雇用課」を「労政人材育成課」に改め、「甲府市飯田一丁目」の下に「及び東京都千代田区有楽町二丁目」を加え、同表九の項中「パスポートセンター」を「パスポート室」に、「所長」を「室長」に改める。

## 附 則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

### 山梨県訓令甲第二号

本 出 先 機 関 庁

労働委員会事務局

山梨県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県職員服務規程の一部を改正する訓令

山梨県職員服務規程(昭和四十三年山梨県訓令甲第五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表知事の部部長の款中「次長」の下に「リニア推進監」を加え、「観光PR戦略監」を削り、「観光推進監」の下に「地域振興官」を加え、同部男女共同参画・共生社会推進統括官の款中「男女共同参画・共生社会推進監」の下に「外国人活躍推進監」を加え、「次長及び主幹」を「次長、主幹、館長及び特任専門員」に、「補佐する次長及び主幹」を「補佐する次長、主幹、館長又は特任専門員」に改め、同部局長の款中「政策推進監」を「地域ブランド推進監、富士山登山鉄道推進監」に、「外国人活躍推進監又はDX推進監」を「DX推進監、リニア未来創造・推進監又は二拠点居住推進監」に、「防災対策専門監、リニア未来創造推進監又は未来創造推進監」を「又は防災対策専門監」に改め、「子ども心理治療センターうぐいすの杜所長を除く。」を削り、同款子ども心理治療センターうぐいすの杜の副所長の項を削り、同部出納局長の款中「次長」の下に「又は特任専門員」を加える。

## 附 則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

### 山梨県訓令甲第三号

本 出 先 機 関 庁

労働委員会事務局

職員の兼職及び補職に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

職員が兼職及び補職に関する規程の一部を改正する訓令  
職員が兼職及び補職に関する規程（平成三十年山梨県訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一地域県民センターに置かれる財務審査幹の項の次に次のように加える。

地域県民センターに置かれる財務審査員 出納局会計課に置かれる財務審査員

別表第一峡南地域県民センターに置かれる財務審査幹の項の次に次のように加える。

峡南地域県民センターに置かれる財務審査員 中北地域県民センターに置かれる財務審査員

附 則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

山梨県訓令甲第四号

職員が駐在に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
出 先 機 関  
本 庁

令和五年三月三十一日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎  
職員が駐在に関する規程の一部を改正する訓令

職員が駐在に関する規程（昭和四十三年山梨県訓令甲第二十二号）の一部を次のように改正する。

別表中一の項を削り、同表二の項中「二拠点居住推進課」を「二拠点居住推進グループ」に改め、同項を同表一の項とし、同項の次に次の一項を加える。

二 男女共同参画・共生社会推進統括官	男女共同参画及び共生社会の推進に関する業務	甲府市朝氣一丁目
--------------------	-----------------------	----------

別表八の項及び九の項中「労政雇用課」を「労政人材育成課」に改める。

附 則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

山梨県訓令甲第五号

山梨県行政文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
出 先 機 関  
本 庁

令和五年三月三十一日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

山梨県行政文書管理規程の一部を改正する訓令

山梨県行政文書管理規程（平成十八年山梨県訓令甲第七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第八号の二を次のように改める。

八の二 課等 別表第一の一の表課等の名称の欄に掲げるものをいう。

第二条第一項第九号中「又は」の下に「山梨県行政組織規則第十二条の三第三項に規定する」を加え、「をいう」を「若しくは外国人活躍推進監をいう」に改める。

第三十五条第七項第四号中「山梨県個人情報保護条例（平成十七年山梨県条例第十五号）第十四条第一項」を「個人情報保護の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第七十六条第一項」に改める。

別表第一の一の表中「男女共同参画・共生社会推進監」を「男女共同参画 外国人活躍推進監」に改める。

・共生社会推進監	男女共生推進監	「地域ブランド推進グループ」	「地域外国人活躍推進」
「DX推進グループ」	「DX推進グループ」	「交通政策課」	「交通政策課」
「二拠点居住推進グループ」	「二拠点居住推進グループ」	「産業政策課」	「産業政策課」
「交通政策課」	「交通政策課」	「労政雇用課」	「労政雇用課」
「産業政策課」	「産業政策課」	「産業人材育成課」	「産業人材育成課」
「労政人材育成課」	「労政人材育成課」	「観光文化政策課」	「観光文化政策課」
「観光文化・スポーツ総務課」	「観光文化・スポーツ総務課」	「文化振興・文化財課」	「文化振興・文化財課」
「観光文化・スポーツ総務課」	「観光文化・スポーツ総務課」	「文化」	「文化」

文化振興・文化財課 | 文化 | 「工事検査課 | 出入」に  
ポーツ振興課 | ス振 | 「工事検査課 | 出入」を | パスポート室 | パス」

「景観づくり推進室 | 景 | 「建設業対策室 | 建設」  
建設業対策室 | 建設 | 「建設業対策室 | 建設」  
下水道室 | 下水 | 「建設業対策室 | 建設」  
下水道室 | 下水 | 「建設業対策室 | 建設」

「パスポートセンター | パス | 「パスポートセンター | パス」  
県民生活センター | 県七 | 「県民生活センター | 県七」  
総合理工学研究機構 | 総理研 | 「総合理工学研究機構 | 総理研」  
リニア用地事務所 | リ用 | 「リニア用地事務所 | リ用」

別表第一の2の表中 | 県七 | 「県民生活センター | 県七」  
総合理工学研究機構 | 総理研 | 「総合理工学研究機構 | 総理研」  
リニア用地事務所 | リ用 | 「リニア用地事務所 | リ用」

「障害者相談所 | 障相 | 「障害者相談所 | 障相」  
「動物愛護指導センター | 動指 | 「動物愛護指導センター | 動指」  
「宝石美術専門学校 | 産技セ | 「宝石美術専門学校 | 産技セ」  
「流域下水道事務所 | 流域下水 | 「流域下水道事務所 | 流域下水」  
「リニア用地事務所 | リ用 | 「リニア用地事務所 | リ用」

**附則**

(施行期日)  
1 この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)  
2 この訓令の施行の前日に山梨県個人情報保護に関する法律施行条例（令和四年山梨県条例第五十号）附則第二条の規定による廃止前の山梨県個人情報保護条例（平成十七年山梨県条例第十五号）第十四条第一項の規定による開示の請求があった行政文書の保存については、なお従前の例による。

**山梨県訓令第六号**

本 出 先 機 関  
山梨県公印規程の一部を改正する訓令

山梨県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
令和五年三月三十一日

**山梨県公印規程の一部を改正する訓令**

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県公印規程（昭和四十三年山梨県訓令第九号）の一部を次のように改正する。  
第一条の二第二号中「男女共同参画・共生社会推進監」の下に「及び外国人活躍推進監」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

第八条第一項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を削り、第七号を第五号とし、第八号から第十三号までを二号ずつ繰り上げ、同項第十四号中「観光文化部専用」を「観光文化・スポーツ部専用」に、「観光文化部観光文化政策課」を「観光文化・スポーツ部観光文化・スポーツ総務課」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第十五号を第十三号とし、第十六号から第三十号までを二号ずつ繰り上げる。

**附則**

別表知事印の項中「観光文化部用」を「観光文化・スポーツ部用」に、「リニア未来創造局用」及び「スポーツ振興局用」を「削除」に改める。  
この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

**山梨県訓令第七号**

本 庁  
庁内統計調査事務調整規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
令和五年三月三十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

庁内統計調査事務調整規程（昭和二十九年山梨県訓令第四十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「規定する室長」の下に「、同規則第十二条の三第三項に規定する男女共同参画・共生社会推進監及び外国人活躍推進監」を加え、「感染症対策推進監等及び」を「感染症対策企画監等並びに」に改める。

**附則**

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番